

わになって・みんなポカポカ・大鰐町

広報 おおわに

10月号

令和6年
(2024年)

No.753



今月のおもな内容

- ◆ まちの話題 23
- ◆ まちのお知らせ 21
- ◆ こちら警察・消防! 22
- ◆ 津軽広域連合だより 24
- ◆ おおわにかわら版 25
- ◆ 月替わりの掲載コーナー 26、27
- ◆ むし歯のない子など 28



大鰐盆ねぶたが運行されました

8月13日に盆ねぶたの運行がされました。お盆期間中のねぶた運行となりましたが、地区を問わずたくさんの方が参加しました。

主催者の清水さんは「時期に見られなかった人や参加できなかった人、盆に帰省された人に楽しんでもらいたいという一心から企画しました。『13日は盆ねぶた』という風に定着させていきたい。」と意気込みを語っていました。

盆の夏空に「ヤーヤドー！」と活気溢れる掛け声とねぶた囃子が響き渡り、大鰐ならではの新たな風物詩となっていくことでしょう。

大鰐町戦没者追悼式

8月19日に大鰐町戦没者追悼式が大鰐町総合福祉センターで開かれ、来賓や遺族等が参列しました。

大鰐町遺族会の成田会長は「戦争を知らない戦後生まれの人が9割を超え、戦争の記憶が風化する今日、悲惨な戦争の真実を忘れることなく後世に伝えることであり、改めて平和の尊さ、さらに世界の恒久平和を願っており、その実現こそが戦没者に対する追悼の唯一の道だと思っている」と挨拶を述べました。



日本赤十字社より金色有功章が贈呈されました

8月28日に大鰐町役場にて、日本赤十字社から大鰐町分区長の山田町長へ金色有功章が贈呈されました。この金色有功章は、12年以上在職した分区長に贈られるものです。

日本赤十字社青森県支部の神事務局長から伝達が行われ、山田町長は「今後も日本赤十字社の活動に貢献できるよう取り組んでいきたい。」と感謝を述べました。

交通安全青森県キャラバン隊が来町しました

8月29日に「第14回みんなですすめよう交通安全青森県キャラバン隊」が大鰐町に来町しました。

大鰐町議会会議場にてメッセージ伝達式を終えた後に、大鰐小学校で2年生の児童を対象に交通安全教室が行われ、シートベルトコンビンサー体験や白バイ乗車体験など、様々な体験が行われました。参加した児童は「ぶつかった時の衝撃が大きくて怖かった」「白バイがかっこいい」などと感想を述べていました。楽しみながら交通安全について学んでいた子ども達印象的でした。

青森県民駅伝競走大会が開催されました



第32回青森県民駅伝競走大会が9月1日、青森市街地をコースに開催されました。青森県観光物産館アスパム前（青森市）をスタートし、全区間（26.1キロメートル）の総合タイムを競いました。

大鰐町の総合タイムは1時間32分5秒で、市町村総合13位、町の部5位入賞という成績を収めました。

選手の皆さん、お疲れ様でした。

●大鰐町選手団

【監督】植田善久【コーチ】山口純矢、渡邊時則【第1区】須藤快【第2区】大川幹太【第3区】岩澤花奈【第4区】三浦光司【第5区】福士愛香【第6区】森山雄一朗【第7区】後藤歩【第8区】山田琴都【第9区】岩澤瑛斗【補欠】水木良、木田陸仁、佐藤真斗、山口健心、外崎柊介、佐々木秀人、外崎優芽、奈良弥生、工藤芽生

「お寺×スナック＝湯の町ナイト」が開催されました



まちあるき・体験・食事などを通して“古津軽”を楽しむイベント、『古津軽ウィーク2024』の開幕を祝した、一夜限りのお祭りが、8月31日に大円寺で開催されました。

町内飲食店の出店や、蔵館五町内ねぶた会によるお囃子演奏が行われ、来場者からは「町中に活気があって嬉しい。こういったイベントは初めて。また開催してほしい。」という声が聞かれました。また、スナックをめぐる「古津軽さんぽ」や、大円寺山門と中の橋のライトアップなども行われ、会場は大いに賑わいました。

大円寺山門と中の橋のライトアップは、ウィーク最終日の10月10日（木）まで行います。

インフルエンザ予防接種費用を助成します

町では、インフルエンザの予防と重症化を防ぐため、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

◎助成対象

大鰐町に住所があり、次のいずれかに該当する方

- ①生後6か月以上19歳未満（高校3年生相当）
- ②妊婦
- ③65歳以上
- ④60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫ウイルスによる免疫の機能に障害があり、身体障害者1級に該当する方

◎接種料金

医療機関ごとに異なります。各医療機関へお問い合わせください。

◎助成額

1回3,000円

（生後6か月以上13歳未満は2回、13歳以上は1回助成）

※接種料金が助成額を超える場合は自己負担となりますので、医療機関にお支払いください。ただし、③④に該当する方のうち生活保護受給者は、全額助成されます。

◎指定医療機関

町内医療機関及び南黒医師会医療機関（黒石市・平川市・藤崎町・田舎館村・青森市浪岡）、弘前市医療機関で接種できます。直接医療機関に予約してください。

【町内医療機関】

- ・町立大鰐診療所 ☎48・2211
- ・おおわに内科クリニック ☎47・7111
- ・小山内医院 ☎48・2415
- ・ゆのかわら医院 ☎47・6611

※町外の医療機関に関しては、大鰐町ホームページを参照していただくか保健福祉課健康推進係にお問い合わせください。

◎助成期間

令和6年10月1日から令和7年1月31日まで

※医療機関によって、接種開始日が異なりますので、必ずご確認ください。

◎持参するもの

健康保険証や運転免許証など身分を証明できるものの方は、以下のものをご持参ください。

- ・乳幼児・妊婦：母子健康手帳
- ・対象④の方：身体障害者手帳
- ・対象③④で生活保護を受給している方：医療受給証

◎その他

指定医療機関以外等で接種し料金を支払った場合は、領収書（予防接種名および接種日が確認できるもの）、振込先口座の通帳、高齢者はインフルエンザ予防接種済証をご持参のうえ、保健福祉課⑧番窓口へお越しください。申請期限は、令和7年2月28日（金）です。

■お問合せ 保健福祉課健康推進係 ☎55・7149

令和6年度排水設備工事

「配管工認定講習 責任技術者・配管工更新講習の実施案内について

青森県下水道協会による「令和6年度排水設備工事配管工認定講習及び責任技術者・配管工更新講習」が実施されます。

●講習日

令和7年1月14日（火）～1月24日（金）

●講習当日受付

講習開始時刻の30分前から5分前まで

●講習会場

【配管工認定講習】

青森市、弘前市、八戸市の3会場より選択

【責任技術者更新講習】

青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、むつ市、十和田市の6会場より選択

【配管工更新講習】

青森市、弘前市、八戸市、五所川原市、むつ市の5会場より選択

●試験手数料（振込手数料は別途必要）

【配管工認定講習】 7,000円

【責任技術者更新講習】 7,000円

【配管工更新講習】 5,000円

●申込受付日

令和6年11月5日（火）～11月29日（金）

（土・日、祝日を除く）

■手続き先・お問合せ

建設課温泉水道室 ☎55・6594（直通）

複合検診のお知らせ

今年度の6月、7月の複合検診が終了しました。受診予定だったが用事があった、申し込むのを忘れていた等で受けられなかった方に対して、次のとおり検診を行います。検診を受けたい方は、お申し込みください。

※既に6、7月に複合検診を受診した方、人間ドックまたは医療機関等で受診した方は受けることができません。

- 日 程 令和6年11月26日(火)、27日(水)、28日(木)
- 受付時間 7時～9時30分
- 検診場所 大鰐町地域交流センター「鰐 come」
- 料 金 無料
- 申込方法 希望日の1週間前までに、下記のいずれかの方法でお申し込みください。
 - ①保健福祉課8番窓口
 - ②電話 ☎55・7149
 - ③インターネット(右記の二次元コードから24時間受付)

【二次元コード】



●検診内容

検診名	内 容	対象者
特定健康診査	身体計測、診察、血圧測定、尿検査、血液検査、心電図検査、眼底検査	・40～74歳(S60.3.31までに生まれた方)で大鰐町国民健康保険加入者 ・後期高齢者医療保険加入者 ・40歳以上の生活保護受給者
基本健康診査	特定健康診査と同様	30～39歳の方(S60.4.1～H7.3.31生まれの方)
胃がん検診	バリウムによる検査	40歳以上(S60.3.31までに生まれた方) ※肺がん検診を65歳以上の方が受ける際には、結核健診を兼ねています。
大腸がん検診	便を2日分採便セットに採取し持参	
肺がん検診・結核健診※	胸部レントゲン検査	
肝炎ウイルス検査	採血によるウイルス検査	30歳以上で今までに肝炎ウイルス検査を受けたことがない方

*年齢は令和7年3月31日時点の年齢です。

- お問合せ・お申込み 保健福祉課健康推進係 ☎55・7149

子宮頸がん・乳がん検診を受けましょう

都合の良い時期に受診ができるよう、指定医療機関で子宮頸がん・乳がん検診を実施しています。受診には町が発行する受診券が必要となりますので、5月下旬に送付した受診券を指定医療機関に提出してください。なお、受診券を紛失された方はご連絡ください。

対象となる方で今年度受診しない場合には、受診間隔が2年間空くこととなりますのでご注意ください。

●検診内容及び対象者

検診名	検診内容	対象者
子宮頸がん検診	問診、視診、内診、細胞診	20歳以上の女性 (平成17年3月31日以前に生まれた方で、令和7年3月31日時点で偶数年齢に達する方)
乳がん検診	問診、マンモグラフィ(乳房X線検査)	40歳以上の女性 (昭和60年3月31日以前に生まれた方で、令和7年3月31日時点で偶数年齢に達する方)

- 実施期間 令和7年3月31日まで

- 検診料金 無料
※追加検査等を実施する場合は別途料金がかかります。(検診とは別日に追加検査等を実施する場合がありますので、予約時にご確認ください。)

- 指定医療機関
・子宮頸がん検診(弘前市内12医療機関、南黒地区1医療機関)
・乳がん検診(弘前市内4医療機関、南黒地区1医療機関)
- 受診方法
指定医療機関に申し込み、受診券を持参して受診してください。
※5月に集団検診を受けた方は、指定医療機関では受けられません。

- お問合せ 保健福祉課健康推進係 ☎55・7149

住民生活課（年金）だより

年金相談・お手続きの際は「予約相談」をご利用ください

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて「事前予約」を行っています。ぜひ、お待たせ時間の少ない予約相談をご利用ください。

○予約相談希望日の1カ月前から前日まで受付しています。

○お申し込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

また、ご家族など代理の方が年金事務所でお手続きをする場合は、ご本人からの委任状が必要となります。委任状の様式は日本年金機構ホームページに掲載のほか、役場住民生活課④番窓口にもご用意しております。

○予約受付専用電話『☎0570・05・4890』

電話の受付時間：月～金曜日（平日）8時30分～17時15分



■お問合せ

住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）

日本年金機構弘前年金事務所 ☎27・1339

〒036・8538 弘前市大字外崎五丁目2番地6

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

○保険料の確認を今一度お願いします。

令和6年度後期高齢者医療保険料の年額と納付方法の決定については、令和6年7月5日に通知した保険料額納入通知書等でお知らせしています。保険料額と納付方法は昨年度から変更となっている場合がありますので、今一度ご確認をお願いします。

納付方法は以下のとおりとなります。

- ・普通徴収（納付書または口座振替による納付）…7月（第1期）から翌年3月（第9期）の9回で納付していただきます。納付場所については納付書裏面をご確認ください。口座振替となっている方は、各納期限の日が振替日となっておりますので、各納期限までに残高不足等のないようご確認をお願いします。

- ・特別徴収（年金からの天引きによる納付）…4月から翌年2月までに支給される年金から天引きとなります。

4月・6月・8月…令和6年2月に年金から天引きされた金額と同額を天引き（仮徴収）します。

10月・12月・2月…7月に決定した保険料の年額から仮徴収した額を除いた金額を3回に分けて天引き（本徴収）します。

○後期高齢者医療保険料第4期（普通徴収）納付期限は令和6年10月31日（木）です。

■お問合せ

住民生活課国保年金係（☎55・6563）

青森県後期高齢者医療広域連合（☎017・721・3821）

国民健康保険被保険者のみなさまへ

●ジェネリック医薬品をご存じですか？

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、最初に開発された新薬（先発医薬品）の特許期間が切れたあとに、製造・販売される、新薬と同じ有効成分・効能・効果をもつ医薬品のことです。

安全性については、新薬と同様に薬事法に基づいて厳格に審査され、厚生労働省の認可、厚生労働大臣の承認を受けた安全なお薬だけが製造・販売されています。

●ジェネリック医薬品が普及していくと…

- ・年々増え続ける医療費の節減につながります。
- ・医療保険制度の安定（国保税増加の抑制）につながります。
- ・お薬代の自己負担が軽減する場合があります。
※ジェネリック医薬品に切り替えた場合でも、お薬代の自己負担がそれまでとあまり変わらない、または上がる可能性もあります。

●ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りしています

町の国保加入者に対し、ジェネリック医薬品に切り替えた場合のお薬代の差額をお知らせする「ジェネリック医薬品利用差額通知」をお送りしています。

●ジェネリック医薬品を希望される場合は…

まずは医師・薬剤師にご相談ください。

ただし、すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。

また、症状や治療内容によっては、ジェネリック医薬品に切り替えることができない場合があります。

なお、医療機関等によっては取り扱いのないジェネリック医薬品もありますので、その場合も切り替えることができない場合があります。

医師や薬剤師にジェネリック医薬品への変更を言い出しづらい場合は、被保険者証の交付時に同封している「ジェネリック医薬品希望カード」を提示することで意思表示することができます。

治療の幅を広げる新薬と、身近な病気の医療費節減につながるジェネリック医薬品。いつでも安心して医療が受けられるように、上手に使い分け医療保険制度を守りましょう。

【ポリファーマシー】聞いたことがありますか？

「Poly（多くの）」＋「Pharmacy（調剤）」の造語ですが、単に薬剤数が多いことではなく、薬剤が多いことにより、薬物有害事象（※）につながる状態や飲み間違い、残薬の発生につながる問題のことをいいます。さらに、不要な処方や過量重複投与などあらゆる不適正処方も含まれます。

高齢になると、多くの薬を併用することが多くなります。薬物有害事象を引き起こさないためにも、お薬手帳を携帯し、医療機関を受診し薬局へ行くときには提示しましょう。副作用や誤飲の防止につながり、薬によるアレルギーに関する情報も医師や薬剤師に正確に伝えることができます。また、病院や薬局ごとにお薬手帳を分けずに1冊で管理しましょう。

※薬との因果関係がはっきりしないものを含め、薬を投与された患者さんに生じる好ましくない、あるいは意図しない副作用等が生じる出来事

■お問合せ

住民生活課国保年金係 ☎55・6563（直通）

国民健康保険・後期高齢者医療保険被保険者の皆様へ マイナ保険証をご利用ください

本年12月2日から現行の被保険者証は発行されなくなり、またマイナンバーカードを申し込んでいない方は、お早目の取得および被保険者証登録をお願いいたします。

1 マイナ保険証を使うメリット

① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円節約でき、自己負担も低くなります。

② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。

また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

2 登録方法

マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

① マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ・オンライン申請（パソコン・スマートフォンから）
- ・郵便による申請
- ・まちなかの証明写真機からの申請
- ・役場住民生活課窓口

② マイナンバーカードを健康保険証として利用登録

■利用登録の方法

- ・医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
- ・「マイナポータル」から行う
- ・セブン銀行ATMから行う
- ・役場住民生活課窓口

3 よくあるご質問

① Q：マイナンバーカードは安全なの？

A：マイナンバーカードのICチップには保険証情報や医療情報自体は入っていません。紛失・盗難の場合はいつでも一時利用停止ができますし、暗証番号は一定回数間違えると機能がロックされます。不正に情報を読みだそうとするとチップが壊れる仕組みもあります。

② Q：マイナンバーカードを健康保険証として利用するためにはどうしたらいいの？

A：マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、ご利用登録が必要です。初めて医療機関を受診していただいても顔認証付きカードリーダーの画面で、そのまま初回の利用登録ができます。

③ Q：どうやって受付するの？

A：マイナ受付は顔認証付きカードリーダーで行います。マイナンバーカードを読み取り口に置くと受付が始まりますので、画面の指示に沿って受付をしてください。

※詳しくは厚生労働省 Web サイトでご確認いただけます。

「マイナンバーカード 保険証利用」で検索

■お問合せ 住民生活課 ☎55・6563（直通）

- ・保険証利用に関すること：国保年金係
- ・申請に関すること：戸籍住民係

新型コロナワクチン接種を実施します

新型コロナウイルス感染症の重症化予防を目的として新型コロナワクチン接種を実施します。

●対象者

大鰐町に住所があり、接種日時時点で次のいずれかに該当する方

- ①65歳以上の方
- ②60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障害がある身体障害者手帳1級の方

●接種費用

3,000円

※生活保護受給者は無料

●接種期間及び回数

令和6年10月1日から令和7年1月31日までの間に1回

※医療機関によって、接種期間が異なりますので、必ずご確認ください。

●指定医療機関

町内医療機関、南黒医師会医療機関（黒石市・平川市・藤崎町・田舎館村・青森市浪岡）、弘前市医療機関

【町内医療機関】

- ・町立大鰐診療所 ☎48・2211
- ・おおわに内科クリニック ☎47・7111
- ・小山内医院 ☎48・2415
- ・ゆのかわら医院 ☎47・6611



※医療機関に予約が必要です。

※町外の医療機関に関しては、大鰐町ホームページを参照いただくか、保健福祉課健康推進係にお問い合わせください。

●持参するもの

- ・本人であることが確認できる書類（マイナンバーカード、健康保険証、運転免許証など）
- ・60歳以上65歳未満の方は身体障害者手帳
- ・生活保護を受給している方は医療受給証

●その他

- ・予診票は指定医療機関に備え付けています。
- ・指定医療機関以外で接種した場合は、接種費用を払い戻しますので（上限あり）、予診票、領収書（予防接種名及び接種日が確認できるもの）、振込先口座の通帳を持参の上、保健福祉課⑧番窓口で手続きをしてください。申請期限は令和7年2月28日です。
- ・対象者以外の方は、任意接種として全額自己負担で接種を受けることができます。
- ・対象者であっても、接種期間外の接種や接種回数を超えて接種した場合は、任意接種となり全額自己負担となります。

■お問合せ

保健福祉課健康推進係 ☎55・7149（直通）

軽度・中等度難聴者の補聴器購入費等を助成します

高齢者のコミュニケーション能力の維持・向上を促進し、将来予想される認知症及びうつ病等の発症リスクを軽減させ、福祉の増進を図ることを目的として、補聴器の購入及び修理費の一部を助成します。

●対象者

- (1) 大鰐町に住所を有する65歳以上の方であること。
- (2) 両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと。
- (3) 補聴器相談医により、補聴器の装用が必要であると診断されていること。
- (4) 認定補聴器専門店から補聴器を購入すること。

※対象者又はその配偶者の市町村民税所得割額が46万円以上である場合は、対象外とします。

●助成額等

- ・助成額は、3万円を上限とし、修理費に係る助成額は、修理費の2分の1とします。

■お問合せ

保健福祉課福祉係 ☎55・6568（直通）

●相続登記（相続した土地・建物に係る不動産登記簿の名義を変更すること）について

相続等により不動産（土地・建物）の取得を知ってから3年以内に相続登記の申請を行うことが義務化されました。令和6年4月1日より前に相続した不動産も、相続登記をしていない場合は、令和9年3月31日までに相続登記を行う必要があります（※3年間の猶予期限）。

不動産の所有者が亡くなられてから時間が経過するにつれて、相続人の方が増え、相続関係が複雑になり、相続がまとまりにくくなる場合があるため、すみやかな相続登記をお願いします。

大鰐町に所在している不動産を相続登記する場合は、青森地方法務局弘前支局（登記所）で手続きをお願いします。

■お問合せ

- ・土地・家屋（固定資産税）に関する手続きについては、税務課（☎55・6562）へ問い合わせください。
- ・不動産登記については、青森地方法務局弘前支局（☎26・1150）へ問い合わせください。

「おおわに応援商品券」の無料配布について

町では、物価高騰の影響を受けている町民の皆様への生活支援を目的として、「おおわに応援商品券」の無料配布をします。

【商品券の概要】

○対象者

令和6年8月1日時点で、大鰐町の住民基本台帳に登録されている方

○内容

町民一人につき、5,000円分（1,000円×5枚セット）の商品券を無料で配布

○配布方法

令和6年10月上旬から順次発送

※世帯主の方宛てに、世帯全員分の商品券をまとめて「ゆうパック」にて発送いたします。

※全世帯への配達が、10月下旬までに完了する見込みです。

※地区や世帯によって到着日に差が生じる場合があります。

順次発送いたしますのでご理解とご協力をお願いします。

※配布セット数をお知らせする事前の案内通知を、9月上旬から順次送付しております。

○使用期間

令和6年11月1日（金）～令和7年1月31日（金）まで

○取扱店舗

商品券に同封の取扱店一覧をご覧ください。

○お問合せ

商品券の発送に関すること：企画観光課 ☎55・6561

商品券の使用に関すること：商工会 ☎48・2335

※商品券が届かない場合は、企画観光課までお問い合わせくださるようお願いいたします。

固定資産（土地・家屋）の所有者が亡くなられた場合の手続きについて

固定資産税の納税義務者は、その年の1月1日（以下「賦課期日」）現在、土地又は建物登記簿に所有者として登記されている方（未登記の家屋については、賦課期日現在の所有者）とされています。

所有者が亡くなられた後、賦課期日前に相続登記を済まされていない場合は、賦課期日において、その土地又は家屋を「現に所有している者」（以下「現所有者」（※1））が納税義務者となります。 次の提出が必要な方に該当する場合は、「現所有者（変更）申告書」を提出してください。

提出が必要な方

次の条件を満たす方は、「現所有者（変更）申告書」の提出が必要です。

- ・土地・家屋の所有者が亡くなり、現所有者（※1）となった場合
 - ・賦課期日（1月1日）までに相続登記（不動産登記簿の名義変更）ができない場合
- 提出期限は、現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までです。

- ※1 現所有者とは、法定相続人（亡くなった方の配偶者、子または親、兄弟姉妹など）や遺産分割・遺言などにより土地・家屋を所有することとなった方です。遺産分割が済んでいない場合は、法定相続人全員が現所有者です。
- ※2 遺産分割協議中などを含め、遺産分割協議書や遺言書などが無い場合、当該土地・家屋は法定相続人全員の共有とみなされ、その法定相続人全員が申告の義務を負います。また、共有の土地・家屋に課される固定資産税は、共有者全員が連帯して納税する義務を負います。
- ※3 相続登記するまでは、提出された申告書に基づき、現所有者の代表者へ固定資産税の納税通知書等を送付します。（※送付先となる代表者は、原則として申告書に代表申告者として記入された方です。）
- ※4 申告の義務は現所有者全員にあります。代表者が複数の現所有者をまとめて申告することも可能です。この場合、申告書に記載された他の現所有者の方が別途申告書を提出する必要はありません。
- ※5 所有者が亡くなられた後、賦課期日までに相続登記をした場合、「現所有者（変更）申告書」を提出する必要はありません。

提出先

- ・大鰐町税務課（資産税係）

提出方法

申告書は税務課窓口、ホームページより取得が可能です。申告書に必要書類を添付し、提出してください。

また、添付していただく必要書類とは、提出する方が現所有者（相続人等）であることを示す資料です（※被相続人と相続人の関係性がわかる戸籍、遺産分割協議書、遺言書など）。提出する際は、すべて写し（コピー）で構いません。

必要書類は、被相続人と現所有者との関係によって異なりますので、一度お問い合わせください。

●未登記の家屋がある場合について

未登記の家屋（登記されていない家屋）であっても、固定資産税が課税されます。

家屋本体の表題登記と所有者の登記をしていただくことをおすすめしますが、所有者が亡くなられた後、賦課期日までに登記をなさらない場合は、現所有者であることを知った日の翌日から3か月を経過した日までに大鰐町税務課へ「未登記家屋の所有者変更届」を提出してください。

定額減税・調整給付金について

●「調整給付金支給確認書」は期限内に提出してください。

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援の一環として定額減税を実施していますが、定額減税しきれないと見込まれる方に対し調整給付金を支給します。

調整給付金支給対象者には、令和6年7月25日に税務課より「調整給付金支給確認書」をお送りしておりますので、本人確認書類等を添付のうえ、令和7年1月31日までに税務課へ提出してください。

調整給付金については、町HP（「くらしの情報」→「税金」→「個人住民税」→「定額減税しきれないと見込まれる方への給付（調整給付金）について」）に掲載しております。



■お問合せ：税務課住民税係 ☎55・6562（内線413、414、410）

農地バンクを活用しましょう！

○農地バンクとは？

県指定の農地バンク（農地中間管理機構）が農地を借り入れ、規模拡大を目指す担い手に貸し付ける事業です。

○何のために？

耕作が出来なくなった農地所有者（出し手）の安心のため、そして、担い手（受け手）がこれからも農業で生活をしていくためです。

○農地の出し手・受け手の申込みは？

町農林課で随時受け付けていますので、お気軽にご連絡ください。



■お問合せ・相談先

農林課 ☎55・6574（直通）

（公社）あおもり農業支援センター ☎017・773・3131

有料広告

令和6年秋の狂犬病予防注射を実施します

令和6年度秋の狂犬病予防注射を下記の日程で実施します。

月 日	実 施 場 所	実 施 時 間
10月11日(金)	元長峰多目的集会センター	9:30～9:40
	長峰多目的研修センター	9:45～9:50
	駒木・大鰐町農家高齢者創作館	9:55～10:00
	唐牛構造改善センター	10:10～10:15
	早瀬野多目的集会センター	10:30～10:35
	虹貝コミュニティセンター	10:40～10:45
	三ツ目内生活改善センター	10:50～11:00
	居士多目的集会センター	11:05～11:10
	八幡館社会福祉館前	11:20～11:30
	宿川原生活改善センター	11:35～11:40
	大鰐町総合福祉センター	12:40～13:00
	青柳会館(カラコ)横駐車場	13:05～13:25
10月12日(土)	大鰐町役場庁舎前	9:00～10:00

※ お住まいの近くの実施場所以外でも予防注射が可能です。

『一年に一度は必ず予防注射を受けさせましょう。』

■お問合せ 住民生活課生活環境係 ☎55・6563 (内線326・328)

園芸施設共済についてのお知らせ

園芸施設共済は、パイプハウス等が被害を受けた場合に、最大で施設の資産価値の100%を補償することができる共済です。近年多発している自然災害に備えるために、園芸施設共済に加入しましょう！

補償内容について

- ・耐用年数経過により、補償割合は下がっていきます。(右図①)
- ・加入時に「復旧費用特約」を選択した場合、補償割合は新築時の価額の80%まで引き上げることができます。(右図②)
- ・さらに、加入時に「付保割合追加特約」を付加することで、新築時の価額(100%)まで補償されます。(右図③)

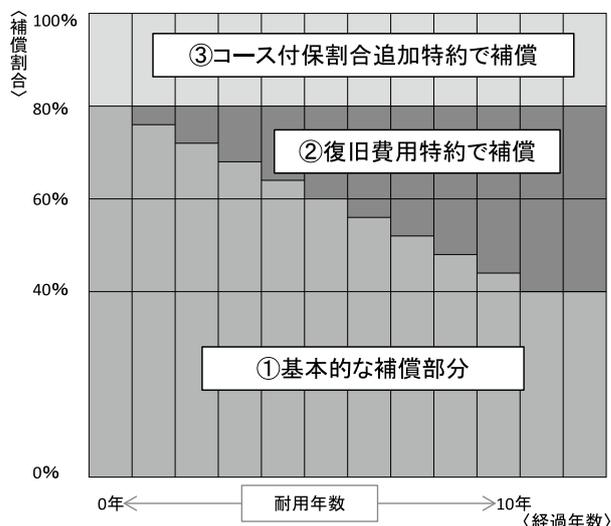
2つの特約を付けて充実した農業経営を！



安心のネットワーク
NOSAI

〈問い合わせ・申込先〉
青森県農業共済組合 ひろさき支所
☎(代)0172-28-5700

【パイプハウスの補償イメージ】



困ったら 一人で悩まず 行政相談 ～ 10月は「行政相談月間」です～

町民の皆様が、毎日の暮らしの中で、役所の仕事に関する苦情や意見・要望などがあった時に、身近な相談相手となるのは、行政相談委員（総務大臣が委嘱）です。

道路・河川、年金、医療保険、老人福祉、登記、労働基準、雇用保険、自動車検査・登録、窓口サービスなど、役所の仕事について、

- 苦情を直接申し出にくい
- 要望があるが、どこに話をしたらよいかわからない
- 制度や仕組みがわからない
- 困りごとがあるが、どこに相談してよいかわからない

など、お気軽にご相談ください。

相談は無料で、秘密は厳守します。



町では「人権特設相談所」及び「行政移動相談所」を同時に開設します。

大鰐町の行政相談委員は、下山 泰弥 氏です。（人権擁護委員兼務）

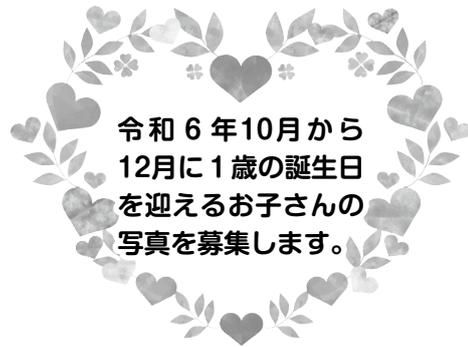
- 日 時 11月6日（水）10時～15時
- 場 所 八幡館社会福祉館（八幡館字沢田65番地1）

- お問合せ 住民生活課 ☎55・6563（課直通）
 総務省行政相談センターきくみみ青森 ☎0570・090110
 （〒030・0801 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎4階）

わが家のめぐこ

1歳の誕生日おめでとう

※わが家のめぐこは、3か月に1回の掲載です。
 なお、次回の掲載は12月号となります。



令和6年10月から
 12月に1歳の誕生日
 を迎えるお子さんの
 写真を募集します。

**★1歳の記念に写真を掲載してみませんか？
 （12月号掲載）**

- 対象
 令和6年10月から12月に1歳の誕生日を迎える
 町内在住のお子さん
- 掲載内容
 お子さんの写真・氏名（ふりがな）・生年月日・
 住所（町内名のみ）
- 応募方法
 ①お子さんの写真データ1枚
 ※写真データは5MB以内
 ②お子さんの氏名（ふりがな）・生年月日・性別、
 住所（町内名のみ）、保護者氏名、連絡先、40

文字以内のコメント（お子さんに向けてのひと言
 など）を記入したもの。

- ◎上記のものを11月12日（火）【※必着】までにご
 応募ください。Eメールでの応募の際は、件
 名に『子どもの写真』と記入をお願いします。
 ※なお、件名の記入や必要事項に漏れがあると
 掲載できない場合がありますので、ご注意く
 ださい。

- お問合せ・ご応募先
 大鰐町総務課広報担当
 ☎48・2111（代表）
 Eメール koho@town.owani.lg.jp

令和6年10月（12月支給分）から児童手当制度が変わります

●改正の内容

- (1) 児童手当の支給対象年齢が高校生年代までに拡充
※高校生年代とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までのことをいいます。
- (2) 所得制限の撤廃
- (3) 第3子以降の手当月額が15,000円から30,000円に増額
- (4) 多子加算カウント対象の年齢の変更
- (5) 支給回数が年6回（偶数月）に変更

●手続きの要否

家族構成等によって、必要な手続きが異なります。手続きが必要だと思われる方に対してはお知らせをお送りしていますが、別居の子を養育・監護している等、お知らせが届いていなくても手続きが必要な場合があります。手続きの要否について不明点等ありましたらお問い合わせください。

(1) 現在大鰐町から児童手当または特例給付を受給中の方

今回の制度改正に係る申請手続きは原則不要です。高校生年代の子も養育している、または高校生年代までの子を合わせて3人以上養育している方は、12月支給分の児童手当の受給額が変更となります。

ただし、次のいずれかに該当する方は、手続きが必要です。

- ①養育している高校生年代の子と受給者が別居している場合
- ②0歳から高校生年代の子と、大学生年代の子を合わせて3人以上養育・監護している場合

(2) 現在大鰐町から児童手当または特例給付を受給していない方

次のいずれかに該当する方は、手続きが必要です。

- ①中学生以下の子を養育しているが、所得制限により受給していない方
- ②現在高校生年代以上の子のみを養育している方
- ③養育している高校生年代の子と受給者が別居している場合
- ④0歳から高校生年代の子と、大学生年代の子を合わせて3人以上養育・監護している場合

(3) 大鰐町で手続きができない方

児童手当は、2人以上（父母等）で支給対象となる子を養育している場合、原則所得が高い方が受給者となります。現在の受給者が単身赴任などで大鰐町外に住民票がある場合、住民登録地での手続きとなります。

また、所得が高い方が公務員の場合、勤務先での手続きとなります。

●申請期限・申請場所

申請期限：令和6年10月31日（木）

申請場所：大鰐町保健福祉課⑦番窓口

※申請期限は、原則令和6年10月31日（木）ですが、上記期限を過ぎて申請された場合は、令和7年1月以降に令和6年10月分まで遡及して支給されます。申請の最終期限は、令和7年3月31日（月）です。

■お問合せ 保健福祉課福祉係 ☎55・6568

地域包括支援だより

認知症になっても安心して暮らすために

先月に引き続き認知症関連事業と若年性認知症についてお知らせいたします。

《認知症高齢者徘徊見守りカード交付事業》

認知症等により徘徊のおそれがある高齢者について、家族の希望で事前に本人の情報を登録していただきます。

登録した高齢者には見守りカード、衣服用ワッペン、シューズ用反射ステッカーをお渡します。登録者が行方不明になった場合は町と警察で情報共有し、捜索の手がかりや本人確認に役立て早期保護に活用するものです。

登録等ご相談はいつでも受け付けております。

●ワッペン



●反射ステッカー



《徘徊模擬訓練》

認知症サポーター養成講座受講後に、徘徊している認知症の方に対して声がけ、早期保護するための訓練を行います。

期 日 令和6年10月8日(火)
時 間 13時30分～15時30分
場 所 湯野川原社会福祉館
内 容 ・認知症サポーター養成講座
 ・徘徊者役に対する声がけ訓練



◎若年性認知症とは

65歳未満で発症する認知症を若年性認知症といいます。2017～2019年の調査では全国で35,000人ほどの若年性認知症の方がいると推計されています。高齢期に発症する場合と医学的には大きな違いはありませんが、女性よりも男性に多く発症するといった特徴があります。若いがゆえに、何らかの症状が現れても本人も周囲も認知症のせいとは疑わず、発見が遅れてしまう傾向があります。40～50代の働き盛りでの発症が多いため、仕事への影響や家族の精神的・経済的負担も大きくなります。早い段階で適切な支援につなげるためには、早期の正しい診断が重要になります。うつ病などの精神疾患と診断されている場合も少なくありません。仕事でミスが多くなった、相手の名前と顔が思い出せないなどの場合には認知症も疑ってみましょう。

■お問合せ 保健福祉課地域包括支援係 ☎55・6569 (直通)



『地域除雪』を実施するモデル地区募集！！

～地域の支え合いによる「除雪活動」を応援します～



地域住民で支え合いながら雪対策を行う団体へ、町がその活動を支援するために助成金を支給します。

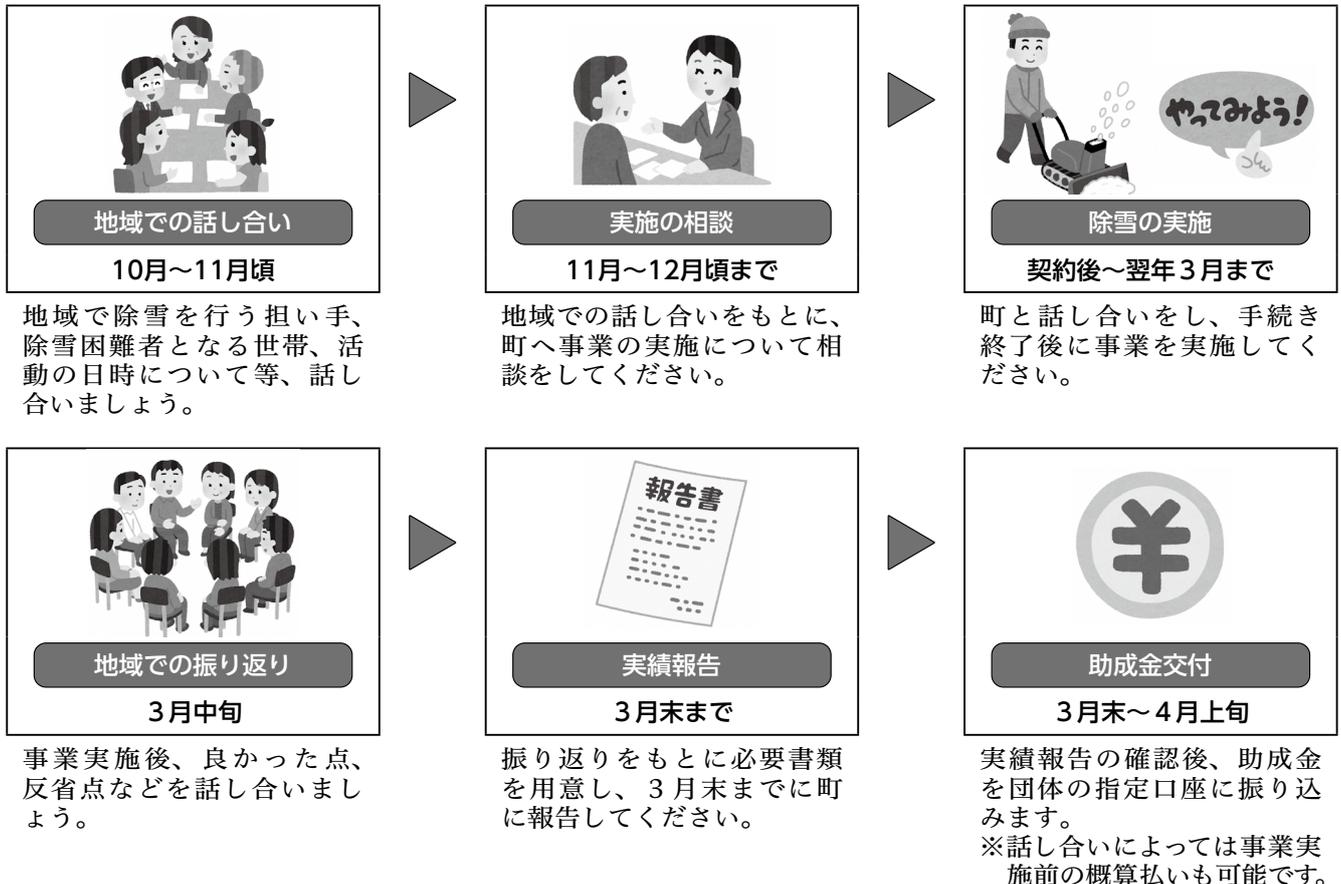
募集内容

【対象となる団体】	町内会など地域住民で組織する団体 ※地区での支え合いによる「除雪活動」を推進するものであるため、原則は地区の住民単位での実施を想定しておりますが、地区の住民単位以外での実施を希望する場合には下記へご相談ください。
【対象となる内容】	対象となる団体が、除雪困難者宅にて地域の助け合いにより実施する除雪活動 (1) 除雪困難者 ○ 75歳以上の独居又は高齢者のみで構成される世帯 ○ 身体障がい者の単身世帯 ※親族による除雪支援が望めない世帯 (2) 除雪の範囲 除雪困難者の玄関から道路までの通路確保の除雪等
【助成金額】 (上限)	1団体 10万円



《過去に実施した地区の様子》

事業の流れ



「地域除雪」について希望がある団体、または、相談を希望する団体は下記へお問い合わせください。

■お問合せ 保健福祉課介護保険係 ☎55・6568 (直通)

目的別に見た歳出

令和5年度の町の一般会計と特別会計の決算がまとまり、監査意見が付されて9月に開かれた町議会第3回定例会に報告され、認定を受けました。そのあらましをお知らせします。

なお、決算書など詳しい資料は、町会計課で閲覧に供しています。

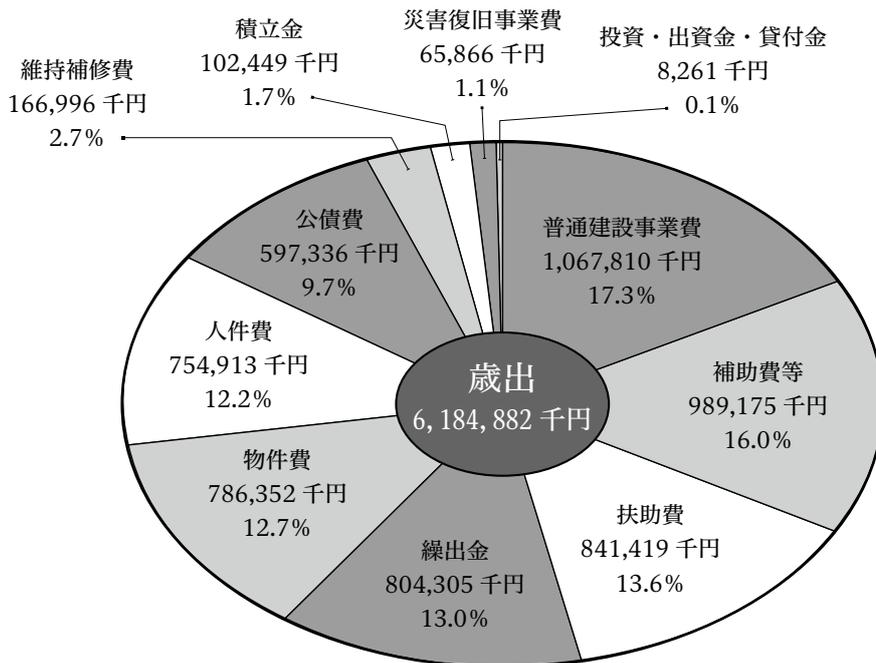
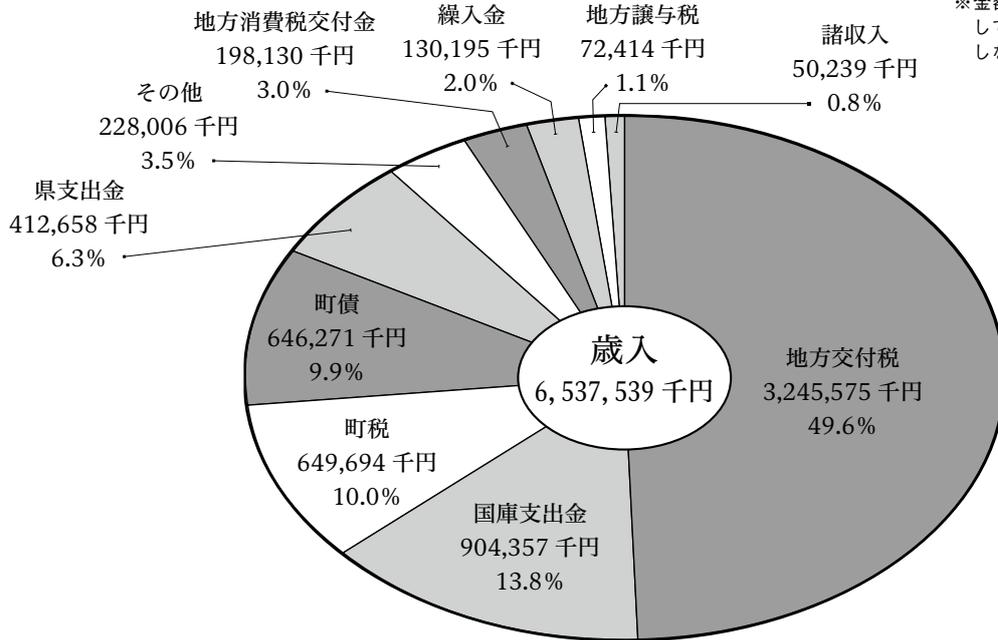
議会費	62,907千円	土木費	698,436千円
議員に係る報酬・手当・共済負担金	39,881千円	土木管理費	26,197千円
		道路橋梁費	349,265千円
		河川費	2,158千円
		都市計画費	310,150千円
		住宅費	10,666千円
総務費	773,724千円	消防費	278,337千円
総務管理費	589,063千円		
徴税费	90,513千円	教育費	618,539千円
戸籍住民基本台帳費	69,998千円	教育総務費	101,376千円
選挙費	22,570千円	小学校費	125,448千円
統計調査費	537千円	中学校費	140,355千円
監査委員費	1,043千円	社会教育費	109,592千円
		保健体育費	141,768千円
民生費	1,683,840千円	災害復旧費	65,866千円
社会福祉費	1,120,076千円	農林水産施設災害復旧費	32,910千円
児童福祉費	563,765千円	公共土木施設災害復旧費	32,956千円
衛生費	841,258千円	公債費	597,336千円
保健衛生費	713,293千円		
清掃費	127,965千円	諸支出金	131,223千円
労働費	3,559千円	公営企業費	130,797千円
		特別会計繰出金	426千円
農林水産業費	214,747千円		
農業費	174,539千円		
林業費	40,208千円		
商工費	215,110千円		

町づくりに61億8千万円

○歳入総額・・・6,537,539千円

●歳出総額・・・6,184,882千円

※金額は表示単位未満を端数処理しているため、内訳と合計が一致しない場合があります



■特別・企業会計決算

(単位：千円)

	収入済額	支出済額	差引額
国民健康保険	1,200,548	1,179,112	21,436
後期高齢者医療	139,450	136,129	3,321
介護保険	1,615,633	1,551,500	64,133
温泉事業	23,709	22,250	1,459
簡易水道事業	13,849	11,986	1,863

(単位：千円)

	収入済額	支出済額	差引額
公共下水道事業	419,457	416,069	3,388
診療所事業	289,636	289,081	555
大鰐財産区	24,144	22,670	1,474
蔵館財産区	21,718	21,487	231

(単位：千円・税抜)

	総収益	総費用	純損益
久吉ダム水道 企業団水道事業	368,313	321,701	46,612

県民みんなで「防災チャレンジ」

県では11月5日（火）津波防災の日から11月24日（日）までの期間を防災ウィークとして、県民一斉の訓練や防災に関する取組をしていただく期間を設けます。

11月15日（金）午前9時には「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」が発生したとの想定により、県内全市町村一斉に防災無線で緊急地震速報が流れますので、町民（各家庭、企業等）の皆さまは、『机やテーブルの下に隠れる』、『クッションやカバンで頭を守る』などできる範囲での参加をお願いします。

「いざというとき」に備えるため、訓練への積極的な参加や、備蓄品の準備・確認にチャレンジしましょう。

○「防災チャレンジ」とは

11月5日（火）津波防災の日から11月24日（日）までの期間中、県全体で訓練等を実施します。この期間に訓練や防災に関する取組にチャレンジしてみましょう。

○「防災チャレンジの」例

- ・11月15日（金）午前9時の防災無線等の合図とともに、頭などを落下物から守る県民一斉の「シェイクアウト訓練（※1）」にチャレンジ

（※1）シェイクアウト訓練（身体保護訓練）は、地震の際の安全確保行動「まず低く、頭を守り、動かない」を身につける訓練であり、一定の場所に集まる必要もなく、参加の意思さえあれば「場所を問わない」、「時間がかからない」、「家庭、学校、職場の実態に応じて訓練ができる」といった特徴を持っています。

※10月上旬に開設予定の専用ホームページで、防災チャレンジへの参加登録ができます。



■お問合せ

県防災危機管理課 ☎017・734・9180

弘前大学協働事業「町職員×弘前大学生 大鰐未来づくりプロジェクト」 弘大祭に出展します！！

町職員と弘前大学生の協働による「町職員×弘前大学生 大鰐未来づくりプロジェクト」の第4弾として、弘大祭に出展します。

この出展は初めての試みであり、町の特産品を使用した飲食物の提供を通じて、本プロジェクトや町のPRを目的としています。

たくさんの方のご来場をお待ちしております。



●日時 令和6年10月19日（土）10時～18時、10月20日（日）10時～15時

●場所 弘前大学

『ハロウィン』 マルシェイベント「わにはろ」が開催されます！

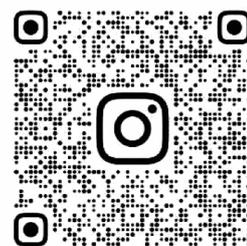
ハロウィンマルシェイベント「わにはろ」（住民参加型まちづくり事業）が開催されます。

当イベントは、子どもから大人まで仮装して（もちろん仮装しなくてもOKです！）手古奈通り・ゆけむり通り沿いの空き店舗や空き地などを活用し、キッチンカーやワークショップなどのお店が並ぶハロウィンマルシェイベントです。

様々な飲食のできるお店や、仮装大賞・お菓子ラリー等の親子で楽しめる様々なイベントもあります。

皆様のご来場お待ちしております！

- 日 時 令和6年10月27日（日）12時～19時
- 場 所 手古奈通り・ゆけむり通り沿いの空き店舗や空き地スペース
- 出店情報 次のQRコードからご確認ください。
- お問合せ イベント企画団体 オリーブ ☎55・9933



10・11月は事業承継推進強化月間です

県では、「事業承継推進強化月間」を設定し、事業承継の早期準備の必要性・重要性や青森県事業承継ネットワークのPRを集中的に行っています。

後継者のいないお店を引き継いで創業したい方や、具体的にどのように承継すればよいかわからない方など、まずはお気軽にご相談ください。



引継ぎはお早めじ！

さまざまな事業承継を県と関係機関が全力でサポートします！

親族内承継 | 従業員への承継 | 第三者への承継

親族に後継者がおらず、廃業又は会社やお店の譲渡を考えている方

後継者のいない会社を引き受けて事業を拡大したい方

具体的にどのように承継すればよいかわからない方

まずはお気軽にご相談ください。

事業承継の相談をワンストップで

青森県事業承継・引継ぎ支援センター
(公財)21あおり産業総合支援センター内
TEL 017-723-1040 FAX 017-735-5777
E-mail hikitsugi@21aomori.or.jp
<https://www.21aomori.or.jp/jigyuu-shoukei>

青森で温泉承継して良かったな



■お問合せ

青森県事業承継・引継ぎ支援センター（(公財)21あおり産業総合支援センター内）

☎017・723・1040

令和6年度全国統一防火標語

守りたい

未来があるから 火の用心



秋の火災予防運動

『守りたい 未来があるから 火の用心』

10月21日(月)から27日(日)までの1週間、県下一斉に「秋の火災予防運動」が実施されます。この季節は日増しに寒くなり、火を取り扱う機会が多くなります。暖房器具の点検はお済みですか？ちょっとした油断や火の取り扱いの不注意が火災の原因になることがあります。

ご自宅の住宅用火災警報器は正常に作動していますか？尊い命や貴重な財産を守るため、いざという時に機能するか確認してみましょう。まだ取り付けていない人は早めの設置をお願いします。

また、「住宅防火 いのちを守る10のポイント(4つの習慣・6つの対策)」を実行し、自分の家は自分で守るよう心掛けましょう。

○4つの習慣

- ①寝たばこは絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③こんろを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

○6つの対策

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

■お問合せ

消防本部予防課(弘前市本町☎32・5104)
または最寄りの消防署、分署へ

危険物取扱者試験事前講習会

「人・街を守る」社会に必要なとされる国家資格取得試験にチャレンジしませんか。

- ▽と き 11月1日(金) 午前9時30分～午後5時
- ▽ところ 黒石消防署(黒石市追子野木一丁目576番地) 2階大会議室
- ▽対象者 乙種第4類取扱者試験受験予定者
- ▽受講料 受講料は2,000円(弘前地区消防防災協会加入事業所は1,000円)、テキストについては、申込時にお知らせします。
※受講料は講習日に会場にて集金します。
- ▽申込受付期間 10月1日(火)～10月25日(金)
- ▽申込先 消防本部予防課または最寄りの消防署、分署
- お問合せ 弘前消防本部予防課 ☎32・5104

家族見学会を開催します！

弘前地区消防事務組合では、11月9日の「119番の日」にちなみ、家族で119番通報の受信から消防車両出動までの流れを見学していただき、消防に対する正しい理解と認識を深めるとともに防火意識の高揚を図ることを目的に、消防指令センター家族見学会を下記のとおり開催します。

- ▽と き 令和6年11月9日(土)
- ▽時 間 1回目9時から9時50分
2回目10時10分から11時00分
- ▽ところ 弘前消防本部4階消防指令センター(弘前市本町2番地1)
- ▽対 象 小学生と保護者の方が一緒に参加できる家族(1家族5名まで)
※事前申込制/先着順(各回25名まで)です。

▽申し込み方法

令和6年10月20日(日)8時30分以降に電話で弘前消防本部通信指令課まで申し込みしてください。詳細については、弘前消防ホームページで確認してください。内履きの持参をお願いします。

■お問合せ・申込先

弘前消防本部通信指令課 ☎32・5101

■大鰐町内の火災・救急発生状況(令和6年8月末現在)

	令和6年	前年比
火 災	3件	+1件
救 急	307件	±0件



特殊詐欺の被害をなくそう！

◇県内の令和6年8月末現在の特殊詐欺発生状況（暫定値）

認知件数 56件

被害金額 約8,330万円

8月末までに認知した56件のうち、39件が架空料金請求詐欺でした。

架空料金請求詐欺とは、架空の名目を理由にお金をだまし取ることです。

【架空料金請求詐欺】

◇パソコンのウイルス除去費用名目の手口

パソコンを操作中に警告音が鳴り、画面に「ウイルスに感染しました。サポートセンターはこちら。」などと表示され、画面に表示された電話番号に電話をかけると「修理代としてコンビニで電子マネーを買って、コードを教えてください。」などと指示されます。→一度支払うと、理由をつけて何度もお金を要求されます！

（例：電子マネーのコードが読み取れなかったなど）

◇副業をかたる手口

インターネットやSNSで副業の広告を開くと、相手からSNSでのやりとりを要望されます。その後、副業（実際は嘘）を勧められ、手数料などを名目に指定された口座への振込を求められます。

例①「指定するSNSアカウントに『いいね』をすると報酬をもらえますが、事前にお金を払ってプランに加入すると、さらにもらえる報酬が増えます。」

例②「ネットで商品販売を始めるために、指示通り代金を振り込んでください。」

→副業の報酬を出金しようとしても、引き出すことはできません！

携帯電話を使用しながらATMを操作している方や、コンビニで多額の電子マネーを購入しようとしている方を見かけたら、「詐欺の被害に遭っていませんか」と声掛けをお願いします。

身に覚えのないお金の話は一人でも対応せず、家族や知人、最寄りの警察署または交番・駐在所にご相談ください。

警察相談専用電話 ☎ #9110 または ☎017・735・9110

夕暮れ時・夜間の交通事故を防止しよう

これからの季節は、日没が早まり、夕暮れ時から夜間にかけて、交通事故が多発する傾向にあります。

歩行者の皆さんも、ドライバーの皆さんも、「自分

の存在をアピール」することが大切です。

県民の皆さん一人ひとりが交通ルールを守り、交通事故を起こさないように、また、交通事故に遭わないようにしましょう。

○歩行者の皆様へのお願い

夕暮れ時・夜間に外出する時は、反射材用品の着用が効果的です。運転者からよく見えるよう、明るい色の服装と反射材用品の着用を心掛けましょう。

また、車のライトが点灯していても、運転者から歩行者が見えているとは限りません。道路を横断するときは、車の動きをよく見て、安全を確認しましょう。

○自転車利用の皆様へのお願い

自転車に乗る際は、ヘルメットを着用し、夕暮れ時は、自分の存在をアピールするため、ライトの早め点灯と反射材の着用を心掛けましょう。

二人乗り、傘差し、携帯電話等を使用しながら自転車を利用するのは、大変危険です。絶対にやめましょう。

○ドライバーの皆様へのお願い

スピードを控えめにし、早めのライト点灯で、見ること、見せることを徹底しましょう。特に、横断歩道では、歩行者がいなか十分確認しましょう。

また、夜間に対向車・先行車がない時は、ライトを上向きにして、危険を早期に発見しましょう。

子供に関する相談は少年サポートセンターへ

少年サポートセンターは、非行や犯罪被害などの問題を抱えた少年の立ち直りを支援するための機関です。少年自身や保護者からの相談を受けるほか、検挙・補導された少年や問題行動のある少年、犯罪被害に遭った少年が、犯罪を繰り返さない（再非行防止）、問題行動がエスカレートしない（未然防止）、再被害に遭わない（再被害防止）よう、少年や保護者に寄り添い、継続的な支援活動を行っています。

少年のことなら、相談者、内容は問いません。相談内容によっては、他の機関を紹介することもできます。面接、電話による専門的な助言指導のほか、就労支援活動や農業体験活動、学習支援など様々な支援活動を行っています。

【少年サポートセンターは県内に4カ所】

○青森少年サポートセンター

新町センター（警察本部内） ☎0120・58・7867

安方センター（青森警察署内） ☎017・776・7676

○八戸少年サポートセンター

（八戸警察署内） ☎0178・22・7676

○弘前少年サポートセンター

（弘前警察署内） ☎0172・35・7676

受付時間：月～金 8：30～17：15（祝日・年末年始を除く）

《少年サポートメール》 youngmail-587867@extra.ocn.ne.jp

24時間受信、回答は2～3日後（土・日・祝日・年末年始を除く）



津軽広域連合だより



津軽広域連合は、弘前市・黒石市・平川市・藤崎町・板柳町・大鰐町・田舎館村・西目屋村の8市町村により、要介護認定審査・障害支援区分判定審査のほか、各種ソフト事業などのさまざまな事務事業を共同で実施する特別地方公共団体です。

ふじめぐり総選挙2024

(藤崎町)

ひらかわイルミネーションプロムナード (平川市)

藤崎町内の参加店舗でお買い物をし、500円以上のレシートを3枚集めると、豪華賞品の抽選に応募できます。賞品は、参加店舗で使える商品券10万円分～3千円分のほか、藤崎町特産品詰め合わせセットが合計200名様に当たります！



また、応募時にお気に入りのお店に投票していただき、藤崎町のお店 No.1 を決定します。

- 実施期間 12月15日(日)まで
- お問合せ 藤崎町経営戦略課 ☎ 88・8258

平川市役所本庁舎1階「ピロティ」と中央公園を中心にひらかわイルミネーションプロムナードを開催します！今年度は本庁舎1階に「台湾提灯」を、中央公園の敷地内には約10



万球のLEDライトが鮮やかに輝き、当市と友好親善交流盟約を結んでいる鹿児島県南九州市産の竹を使った竹キャンドルも設置されます。(写真は昨年度の様子です)

- 実施期間 11月中旬から令和7年2月中旬まで(予定)
- お問合せ 平川市商工観光課 ☎ 55・5732

市町村イベントカレンダー

とき	イベント名	内容	お問合せ
9/25～12/9	郷土文学館スポット企画展「追悼・山田尚展」	詩誌『垂土』主宰で高木恭造の研究者でもあった詩人・山田尚の人と作品を紹介します。	弘前市立郷土文学館 ☎37・5505
10/18～10/20	津軽の食と産業まつり	津軽の「食」「産業」をテーマに地元生産品などを紹介。野外ステージや催しも行います。	同運営協議会事務局 (弘前商工会議所内) ☎33・4111
10/19～11/10	中野もみじ山ライトアップ	紅葉の景勝地として知られる中野もみじ山。見頃は10月中旬～11月上旬です。	黒石市観光課 ☎52・2111
10/26～10/27	ふじさきハロウィン2024	ハロウィンの装飾で彩られたふじさき食彩テラスで、グルメやクラフト販売が行われます。	ふじさき食彩テラス ☎65・3660
10/27	第6回堀越城秋まつり	堀越城跡を舞台に、ちびっこ探検隊などの各種イベントを実施。参加無料。	弘前市文化財課 ☎82・1642
10/27	ひらかわトラックマーケット	猿賀公園にて、地元の旬の農産物、加工品等を販売します。	平川市農林課 ☎55・5898
10/29～11/10	まちなかクラフト村 弘前工芸舎・秋限定企画展	津軽の美しい風土に育まれた工芸品の展示販売会です。	弘前工芸舎運営事務局 (弘前こぎん研究所内) ☎32・0595
10月下旬	碓ヶ関 紅葉と収穫祭	道の駅いかりがせきで開催。平川市碓ヶ関の秋の味覚を楽しむことができます。	一般社団法人平川市観光協会 ☎40・2231
10月下旬～11月上旬	猿賀公園紅葉まつり	紅葉が見頃を迎える猿賀公園で期間中に様々なイベントを行います。	一般社団法人平川市観光協会 ☎40・2231
11/1～11/10	弘前城菊と紅葉まつり	会場内をフラワーアートで華やかに彩るほか、紅葉のライトアップを行います。	弘前市立観光館 ☎37・5501
11/2	Urban Saxophone Quartet サクソフォン リサイタル	一流のサクソフォン奏者による演奏をお楽しみください。	平川市文化ホール ☎44・1221
11/8～12/1	平川市民文化祭	平川市文化センターにて、市民の作品展示・舞台発表などを行います。	同実行委員会・平川市文化ホール ☎44・1221
11月中旬	段ボールアート展	段ボールアートの展示を行います。	平川市郷土資料館 ☎44・1221
11/16～11/17	黒石りんごまつり	りんごの即売会や黒石ならではのふるさと物産展などが開催されます。	同実行委員会事務局 (黒石市商工課) ☎52・2111
11/16～11/17	第12回ふじさき秋まつり	藤崎町の二大特産品である「りんご」と「米」の収穫感謝祭です。楽しいイベントが満載です。	同実行委員会事務局 (藤崎町経営戦略課) ☎88・8258
11/23～11/24	まるごと大鰐秋の感謝祭	「大鰐ならではの」をコンセプトに「買う」、「味わう」、「楽しむ」ものを一堂に集めたイベントです。	まるごと大鰐実行委員会 (大鰐町企画観光課内) ☎55・6561
11/30～12/1	第51回町民祭 (板柳町)	町民の活動や成果を披露。農産物や地元食材などの販売コーナーもあります。	板柳町総務課 ☎73・2111

大鰐温泉スキー場スタッフ 募集のお知らせ

大鰐温泉スキー場の運営に伴い、今シーズンも次のとおり冬期スタッフを募集します。

●勤務内容

- ①期間 令和6年12月下旬から令和7年3月中旬まで
- ②賃金 時給953円
- ③職種 索道係、圧雪係、パトロール係、料飲係、チケット販売・インフォメーション係

●募集対象者 大鰐町民で65歳以下（昭和34年4月2日以降に生まれた方）を対象とします。

●応募要領

- ①写真を貼った履歴書に必要事項及び希望職種を記入し、10月25日までに問合せ先へ郵送、または持参。
- ②書類選考の上、面接日時をご連絡いたします。

※応募された書類は返却いたしませんので、ご了承ください。

大鰐池コミュニティセンター内

大鰐町都市公園指定管理者スキー場管理事務所
〒038・0221 大鰐町大字虹貝字清川48-1 ☎49・1023

小・中学校の講師募集！ (令和7年4月から勤務)

●小・中の教員免許状の所有者対象

公立小・中学校において、令和7年4月から勤務が可能な児童・生徒の指導に当た

る講師（臨時的任用職員）を募集しています。「プランクが長いが問題ないか」など、お気軽にお問い合わせください。

●応募資格 小・中学校の教員免許状を所有している人

※「臨時免許状」を授与することにより、所持免許状以外の校種・教科の指導ができる場合があります。

(例) 中学校(数学)の免許状を有している方が小学校で教科指導できる。

●応募方法 ホームページ(QRコード)に掲載している「青森県公立学校臨時的任用職員申請書」を提出してください。

青森県教育庁中南部教育事務所
☎32・4451



ギャンブル依存症セミナー & 相談会 in 青森

ご家族のギャンブルが原因の借金などで悩んでいませんか？

ギャンブル依存症は回復できる病気です。依存症に対する理解と効果的な対応方法を学びます。当事者、家族、援助職、一般の方まで広くご参加いただけます。

①ギャンブル依存症セミナー（予約不要・参加費無料）

●とき 11月3日(日) 12時30分～15時

(受付 12時～)

●ところ 県民福祉プラザ(青森市中央3-20-30)

●講演

・当事者体験談(公益社団法人ギャンブル

依存症問題を考える会当事者支援部)
・家族体験談(NPO法人全国ギャンブル依存症家族の会)

・千石利広医師(藤代健生病院副院長)

・田中紀子氏(公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会代表)

②セミナー終了後は当事者会を開催します

③田中紀子氏による家族相談会(要予約・無料)

この相談会には、ギャンブルの問題で困りの御家族のみ参加いただけます。少人数制でこまやかに、ご質問やご不安な点にお答えいたします。どうぞ、勇気ある一歩を踏み出してください。(秘密は厳守します)

●とき セミナー終了後15時30分～17時30分

担当：遠藤 ☎090・3755・2781

☎ gdfam.aomori@gmail.com

※完全予約制です。必ずメールか電話にてご予約ください。

「看護のお仕事移動相談」 のお知らせ

青森県ナースセンターでは無料職業紹介事業として看護職の相談員が出向いて、看護職の皆様のお仕事探しをサポートいたします。お気軽にお越しください。

●とき 令和6年10月21日、11月18日、12月16日、令和7年1月20日、2月17日、3月17日

13時～16時まで随時受付

●ところ 弘前市就労支援センター

*青森県ナースセンター(青森市)では月曜日から金曜日の9時～16時まで、来所・電話・メール等で随時、相談を受け付けています。どうぞご利用ください。

☎ 017・723・3836

☎ 017・735・3836

☎ aomori@nurse-center.net

☎ 017・734・9138



県民対話集会「#あおばな」 の開催について

県民対話集会「#あおばな」とは、「青森の未来の話しよう。青森の未来の話に花を咲かせよう」をコンセプトに、宮下知事が出向いて、県民の皆様の声を聴く対話集会です。

●応募方法

【第3 四半期】 8月28日～9月11日

【第4 四半期】 11月27日～12月11日

※応募は県ホームページ上の専用応募フォームから受け付けます。詳細情報は左記QRコードからご確認ください。



☎ 017・734・9138
☎ koho@pref.aomori.g.jp



野菜を 350 g / 日以上食べよう

大鰐町民は男性 143.8g/日、女性 149.8g/日と**野菜の摂取量がとても少ない**です。そこで旬ごとの野菜を使ったレシピを紹介します。ぜひご家庭でも作ってみてください♪

野菜が 210g (1人分) 摂れるレシピです

10月のおすすめレシピは・・・

じゃがいもとしめじのグラタン



材料名	分量 (4人分)
たまねぎ	2個 (400g)
じゃがいも	2個 (240g)
しめじ	1パック
豚ひき肉	120g
バター	40g
小麦粉	大さじ3
牛乳	600ml
顆粒コンソメ	小さじ2
ピザ用チーズ	80g
粉チーズ	少々

◆作り方

- ①玉ねぎはくし切り、じゃがいもは小さめの乱切りにし、しめじはばらす。
切ったじゃがいもは耐熱皿にのせてラップをかけ、電子レンジで加熱する (600W で約2分)。
- ②鍋または深めのフライパンにバターを溶かし、①とひき肉を炒める。
- ③玉ねぎがしんなりしたら一度火を止め、小麦粉を加えて粉っぽさが無くなるまで軽く混ぜる。
- ④③に牛乳とコンソメを加え、木べらでよくかき混ぜる。
- ⑤再度火を点けて、弱火でゆっくりかき混ぜながら煮込む。
- ⑥とろみがついたらグラタン皿に移し、ピザ用チーズと粉チーズをのせ、オーブンまたはトースターで焦げ目がつくまで焼く。

★レシピのポイント！

じゃがいもは火が通りにくいため、煮込む前に電子レンジで少し加熱しておく、調理時間が短縮できます。

★気になる栄養価 (1人分) は？

エネルギー /440kcal、タンパク質 /19.3g、脂質 /25.4g、炭水化物 /34.7g、食塩 /1.2g

～ 今月のコラム ～

豚肉に含まれるビタミンB1は、いも類に多く含まれる炭水化物をエネルギーに変える手助けをします。いも類を使った料理を食べる際には、「ご飯やパンの食べすぎは控える」「きのこや海藻、その他炭水化物の少ない野菜と組み合わせて食べる」など、炭水化物の過剰摂取にならないよう気を付けましょう。



行事予報



10月

5日(土) ○第17回ニュースポーツフェスティバル(大鰐町ラグビー場、グラウンド・ゴルフコース)
8日(火) ○健やか・見守りネットワーク模擬訓練(湯野川原福祉館)
20日(日) ○健康フェスタ～あつまれ!キッズ!!～(大鰐町地域交流センター「鰐 come」)

11月

17日(日) ○第37回大鰐町社会福祉大会(大鰐町総合福祉センター)
23日(土)・24日(日) ○まると大鰐 秋の感謝祭(大鰐町地域交流センター「鰐 come」)

■毎月20日は、健康の日です。自分のできることから取り組みましょう。

■8月受付分

戸籍の窓口

(※順不同、敬称略。大鰐町に届け出し、希望された方のみ掲載しています。)

お誕生おめでとう

お子さん(地区名)

- ・佐藤 ^{あや}朱 (鯖石)



おくやみもうします

亡くなった人(年齢)地区名

- ・木田 俊 二 (73歳) 三ツ目内B
- ・千葉 ヨ コ (92歳) 蔵館5B
- ・木田 守 英 (82歳) 三ツ目内B
- ・三浦 紀 昭 (83歳) 元長峰
- ・山谷 榮 (93歳) 大鰐8
- ・小竹 ミチエ (94歳) 唐牛

大鰐町の人口と世帯数

令和6年8月末日現在

人口	8,323人
前月比	-6人
男	3,828人
女	4,495人
平均年齢	57.5歳
世帯数	4,067世帯
前月比	+2世帯

3歳児健診 むし歯のない子

9月の3歳児健診でむし歯が無かった子どもたちを紹介します！



ささき ゆな ちゃん
佐々木 優奈 ちゃん
(森山)



いとう だいご くん
伊藤 大悟 くん
(大鰐7A)



なかやま なつ くん
中山 夏津 くん
(大鰐7A)



くどう かのん ちゃん
工藤 かのん ちゃん
(大鰐10)

弘前大学生コラムコーナー

第4回目テーマ

私たちだから見えるもの

4月から実施している、弘前大学協働事業「町職員×弘前大学生 大鰐未来づくりプロジェクト」より、7月号から月1回、弘前大学生が大鰐町を見て、触れて、感じたことについてのコラムコーナーがスタートしました！

第4回は、もやっぴーが大好きな若月 郁乃(わかつきいくの)さんが担当です！

旅行が趣味な私は、地域特有の風景やごはん、雰囲気を楽しむこと、お買い物が大好きです。写真は今年の3月に、沖縄旅行で水族館に訪れた際に購入したマナティーのぬいぐるみと撮影したものです。沖縄県は3月でも気温は30度近くあり、ハイビスカスが咲いていました。赤いハイビスカスは美しい青い海と空に映えてとても綺麗でした。現在私はこの沖縄旅行で一目惚れした小さなシーサーに見守られながら生活しています。さて、そんな私も参加させていただいている大鰐未来づくりプロジェクトでは、大鰐町について学び、大鰐町の未来を考えてきました。大鰐町の探検から私たちのプロジェクトは始まり、4月に初めて大鰐町を訪れた私は、大鰐町の瓶を回収するための箱に目を留めました。「茶色のビン」「無色のビン」「その他のビン」と書かれた箱が重ねられている光景は、大鰐町に住む皆さんには当たり前の日常にある光景なのだと思います。しかし、私はそんな光景からラベリングされたおもちゃ箱が重ねられているようなイメージを抱き、愛くるしさを覚えました。1年を通して行うプロジェクトは折り返し地点を迎え、先日は私たちが思い描いた未来の大鰐町を中間報告として発表させていただきました。初めて私たちが考えた未来の大鰐町を、実際に大鰐に住む皆様に発表させていただいたことで新たな発見があったり、今後の活動に繋がる貴重な意見をいただいたりすることができました。様々な感性を持ち、様々な地域から集まる弘前大学生の私たちは、大鰐町を、おそらく大鰐町に住む皆さんとは違う角度から見るすることができます。私たちだからこそ見えるものや考えられることを存分に活かし、大鰐町のより良い姿の実現、また「より良い姿」とは何なのかを模索しながら大鰐町と行うこのプロジェクトを有意義なものにしていきます。(ちなみに大鰐町での活動が始まる前に食べる豆もやしのお昼ごはんが私の大きな楽しみです)



●広報おおわには町のホームページでも公開しています 【URL】 <http://www.town.owani.lg.jp/>

今月の表紙

9月12日に大鰐小学校で行われた俳句教室の様子です。児童たちは豊かな感性を活かして俳句を詠んでいました。とんぼ、雲、桜の葉など、校庭からの景色で見つけた秋の季語を使い、思い思いの表現で創作していました。

当日はきれいな鯛雲が見られ、秋の訪れを感じることができました。



広報おおわに No.753 令和6年10月号

発行 大鰐町
編集 大鰐町総務課

〒038-0211
青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字
羽黒館5番地3
TEL 48・2111
FAX 47・6742
H P <http://www.town.owani.lg.jp/>
発行部数 3,900部



わになって みんなボカボカ 大鰐町

大鰐町



大鰐町HPへ
ジャンプします



大鰐町 LINE